

こどもたちを “いじめ”から 守りぬくために

【 いじめの定義 】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

〔「文部科学省 平成 24 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 25 年 5 月）」及び「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布）」より〕

いじめ発見のための観察ポイント(教員用)

※ 危険信号を見逃さず、サインが見えたら早期に、学校全体で組織的に対応しましょう。

朝の会・帰りの会 (ホームルーム)	☐ 遅刻・欠席・早退が増えてきている ☐ 顔色・活気など、普段と様子が異なる ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い ☐ イライラしたり、物にあたったりする
授 業 の 開 始 時	☐ 一人遅れて教室に入る ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある ☐ 机の上や中が汚されている ☐ 机や椅子が乱雑にされている ☐ 周囲が何となくざわついている ☐ 席が替わっている
授 業 中	☐ 保健室に頻繁に行こうとする ☐ 子どもたちの中から何度も特定の子どもの名前があがる ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである ☐ 配布物がきちんと配られない ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる ☐ 発言するとクラスがしらけた雰囲気になる ☐ 冷たい視線が注がれている ☐ 教科書・ノートに落書きされる
休 み 時 間	☐ 職員室や保健室に頻繁にやってくる ☐ 先生の近くにすることが多い ☐ 特定の子どもを避ける動きが見られる ☐ 一人でぼつんとしている ☐ 特定の子どもを囲むように子どもたちが集まる ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされている ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられている ☐ 侮蔑の言葉が特定の子どもに対して集中して向けられる ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出てこない
昼 食 (給 食) 時	☐ 配膳すると嫌がられる ☐ 食べ物にいたずらされる ☐ 望まないおかずを無理に盛られていたりする ☐ 好きなものを他人に譲らされている ☐ グループから外れて、一人で食べている ☐ 他人のジュース等を買に行かされている
清 掃 時	☐ 全員で公平に分担してできていない ☐ 最後まで一人で作業をやらされている ☐ 嫌な作業をいつもやらされている
放課後(部活動)	☐ 急いで一人で帰るようになった ☐ 先生に何か言いたそうにしている ☐ 他の子の分まで荷物を持たされている ☐ 部活動の片付けを一人でやらされている ☐ 部活動を休みがちになる
そ の 他	☐ 成績が急に下がる ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある ☐ 理由のはっきりしない打撲傷がある ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写が見られる ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘などを隠されたりする ☐ 教室の壁や掲示物に落書きされる ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられている